

# 若年末期がん患者に対する療養支援について

鹿児島県では、県と市町村が協働し、40歳未満の若年がん患者が安心して在宅療養ができるよう、患者及びその家族の身体的・経済的な負担の軽減を図るため、居宅サービス利用などの経費の一部を助成しています。

※ 実施市町村については県ホームページを参照いただくか、お住まいの市町村へお尋ねください。

## 対象者

以下のすべてに該当する方

- ・鹿児島県内に住所を有している方
- ・40歳未満の方
- ・在宅生活のための支援及び介護が必要な方

※医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限りです。



(県ホームページ)

## 対象となるサービスと上限額

年齢	対象となるサービス	上限額
0歳～19歳	居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護）	月額50,000円
20歳～39歳 (※)	居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護）、 福祉用具貸与	月額80,000円
20歳～39歳	福祉用具購入	1人あたり50,000円
0歳～39歳	認定に係る医師の意見書	1人あたり5,000円

※ 18歳または19歳の方で、小児慢性特定疾病医療費助成を受けていない場合は対象となります。

## 申請者負担

サービス利用料（上記の上限額まで）の1割

## 相談・申請窓口

お住まいの市町村のがん対策担当課

※ 市町村によって、助成内容や必要書類が異なります。制度の詳細な内容については、事前にお住まいの市町村のがん対策担当課までお尋ねください。

鹿児島県保健福祉部健康増進課がん対策・歯科保健係

TEL: 099-286-2721 FAX: 099-286-5556